

～コロナ禍における原油価格・物価高騰等への対応～

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰は、市民生活及び事業者の経済活動に大きな影響を与えています。このような状況に対応するため、原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する市独自事業（①・②）のほか、国の緊急支援策（③）も含め、次のとおり実施します。

事業費総額
約4億2,850万円
 ※①・②の合計

① 子育て世帯、障がい者に対する生活支援

◎のすっ子応援給付金支給事業 【約3億5,630万円】

給食費をはじめ、子育て世帯にかかる食費等の経済的な負担軽減を図るため、18歳以下のこども（平成16年4月2日～令和5年4月1日生まれ）1人あたり2万円を支給

対 象：次の(1)(2)いずれかの要件を満たす方（児童数 17,630人程度）
 (1)令和4年4月30日時点で鴻巣市に住民登録がある保護者
 (2)令和4年5月1日以降に生まれ、鴻巣市に住民登録された新生児を養育する保護者

支給日：鴻巣市からの児童手当（令和4年5月分）受給世帯 7月下旬
 その他の世帯 11月～



◎特別障害者手当等受給者支援給付金支給事業 【約6,290万円】


移手段である乗用車等の燃料費高騰や、物価高騰の影響を受ける特別障害者手当等受給者に対し、経済的な負担軽減を図るため、1人5万円を支給


対 象：特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、在宅重度心身障害者手当のいずれかを受給している方（1,250人程度）
 支給日：9月下旬

②公共交通を担う路線バス・タクシー事業者支援

◎コロナ禍における公共交通運行支援事業 【約930万円】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、燃料費の高騰等により影響を受けている公共交通事業者の負担軽減を図り、運行継続を支援

支給額：路線バス事業者（3社） 1事業者50万円
 + 1方面あたり50万円 

タクシー事業者（5社） 1事業者50万円
 + 1台あたり3万円 

③国の緊急支援策への対応

◎子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 （ひとり親世帯分・その他世帯分） 【約1億690万円】

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金 児童1人あたり5万円を支給
 支給日：6月下旬（申請が必要な世帯は7月下旬～）

◎住民税非課税世帯等 臨時特別給付金支給事業（事務費） 【約1,440万円】

令和3年度分及び令和4年度分の住民税非課税世帯等に対して、1世帯10万円を支給（令和3年度分で既に支給済みの世帯を除く）
 対象者拡大のための事務費を計上